

東北大学(青葉山3)ユニバーシティ・ハウス等整備事業

入札説明書等に関する追記事項

平成28年6月16日

国立大学法人東北大学

入札説明書等の追記事項

本追記事項は、平成28年3月24日に公表した本事業の入札説明書と一体のものであり、入札参加者は、本追記事項に基づいて「入札書等及び提案書」を作成してください。

- 1 入札説明書P35「2 サービス購入費の支払方法等／(1) サービス購入費の構成等／3) 維持管理費相当」の文末に「以下の文書」を追記する。

(大規模な修繕・更新業務に要する費用に関する特例)

維持管理業務のうち大規模な修繕・更新業務に要する費用については、他の維持管理費相当のように平準化して支払うのではなく、入札参加者が提案した費用を同じく入札参加者が提案した年度に支払うもの（いわゆる「変則（凸凹）支払」）とする。ただし、入札参加者は、大規模な修繕・更新業務を極端に集中させるのではなく、可能な範囲において分散させるものとする。

また、本学及び事業者は、入札参加者が提案した年度の全部又は一部の前倒しや先送りについて協議を申し入れることができるものとし、当該協議が整えば変更する。ただし、当該協議は、対象とする年度の2、3年前から開始する。

なお、事業者が実施する大規模な修繕・更新業務の内容は、入札参加者が提出した提案書<様式51>の内容（ただし、提案と同等の内容を提案に替わる方法（例えば、大規模な修繕・更新業務で計画していた内容を経常的な修繕・更新業務の具体的な強化により置き替えるなど）で実施した場合や、入札説明書等（主に要求水準書）に示す機能を維持するために提案を超える内容で実施しなければならない場合も含めて<様式51>の内容とみなす。）に基づくものとし、入札参加者が提案した費用の総額は変更できないものとする。ただし、大規模な修繕・更新業務に要する費用についても、物価変動に伴う維持管理費相当の改定を適用する。

- 2 入札説明書P36「2 サービス購入費の支払方法等／(2) サービス購入費の支払方法／1) 支払方法／③ 維持管理費相当の支払方法」に「()」を追記する。

本学は、事業者の維持管理業務の実施状況を定期的にモニタリングし、要求水準が満たされていることを確認したうえで、2(1)で算出された維持管理費相当について、本施設の供用開始から本事業の事業期間中にわたり、事業者に対して、各四半期末に平準化（ただし、いわゆる「変則（凸凹）支払」とする大規模な修繕・更新業務については、この限りではない。）して支払う。

なお、維持管理費相当は、後述する改定がない限り、毎支払時、原則として同額（ただし、いわゆる「変則（凸凹）支払」とする大規模な修繕・更新業務については、この限りではない。）を支払うものとする。

3 上記1、2の変更に伴って<様式35>、<様式36>を、添付ファイルのとおり変更（赤文字）する。

以上